

様式 1－1－1 中期目標管理法 人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国民生活センター		
評価対象事業年度	年度評価	令和 6 年度	
	中期目標期間	令和 5 年度～令和 9 年度	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	内閣総理大臣		
法人所管部局	消費者庁地方協力課	担当課、責任者	消費者庁地方協力課 赤井課長
評価点検部局	消費者庁総務課	担当課、責任者	消費者庁 加納参事官（デジタル・業務改革等担当）
主務大臣	－		
法人所管部局	－	担当課、責任者	－
評価点検部局	－	担当課、責任者	－

3. 評価の実施に関する事項			
（実地調査、理事長・監事ヒアリング、有識者からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載） ・消費者庁地方協力課は、令和 7 年 7 月 28 日、「令和 7 年度第 1 回独立行政法人国民生活センター評価等のための有識者懇談会」を消費者庁において開催し、独立行政法人国民生活センターの理事長、理事、監事及び総務部長による令和 6 年度業務実績に係る自己評価の説明並びに同説明に対する有識者委員からの意見を聴取した。 ・消費者庁地方協力課は、令和 7 年 8 月 1 日、上記懇談会における独立行政法人国民生活センターの説明及び有識者委員の意見を踏まえ、令和 6 年度業務実績に係る主務大臣評価（年度評価）案を記載した「総合評定表」及び「項目別評定表」を有識者委員へ送付した。 ・消費者庁地方協力課は、令和 7 年 8 月 8 日、「令和 7 年度第 2 回独立行政法人国民生活センター評価等のための有識者懇談会」を持ち回り開催し、独立行政法人国民生活センターの令和 6 年度業務実績に係る主務大臣評価（年度評価）案につき、有識者委員から意見を聴取し、了承を得た。			

4. その他評価に関する重要事項			
（組織の統廃合、主要な事務事業の改廃などの評価対象法人に関する事項、評価体制の変更に関する事項などを記載） 特段なし。			

様式 1－1－2 中期目標管理法 人 年度評価 総合評価

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B (標準)	参考: 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度
		B(標準)	B(標準)			
評価に至った理由	(項目別評価の分布や、下記「2. 法人全体に対する評価」を踏まえ、上記評価に至った理由を記載) 項目別評価の分布において、下記「2. 法人全体に対する評価」における結果を踏まえると、「一定の事業等のまとめり」である 7 事業のうち、3 事業はA評価、4 事業はB評価、各項目において100%がB以上の評価 (26%がA評価、74%がB評価、S、C及びD評価なし) であることから、独立行政法人国民生活センターは、第 5 期中期目標の達成に向けて年度計画を着実に実施しているため、「1. 全体の評価」をB評価とした。					
2. 法人全体に対する評価						
法人全体の評価	(項目別評価及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述。項目別評価のうち、重要な事項について記載) 「項目別評価」において、「一定の事業等のまとめり」である 7 事業のうち、3 事業はA評価、4 事業はB評価であり、各38項目 (全46項目のうち該当のない 8 項目を除く。) において、10項目がA評価、28項目がB評価、S、C及びD評価なし、であることから、全体として第 5 期中期目標の達成に向けて年度計画を着実に実施している。					
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	(法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などを記載) 特段なし。					
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など						
項目別評価で指摘した課題、改善事項	(項目別評価で指摘した課題、改善事項で翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。中期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載) 社会のデジタル化が進展し、消費者問題が複雑化・多様化する中、令和 7 年度において、デジタル技術の活用等により業務の一層の工夫に取り組み、令和 6 年度の経験をいかし、より消費者目線、地方公共団体目線に立った業務の改善に努める必要がある。 また、研修施設・宿泊施設の有効活用に向けて引き続き様々な取組を行うとともに、中長期的に施設の活用の在り方について検討を進める必要がある。					
その他改善事項	(上記以外で今後の対応の必要性を検討すべき事項、目標策定の妥当性など、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載) 特段なし。					
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	(今後、改善が見られなければ改善命令が必要となる事項があれば記載) 特段なし。					
4. その他事項						
監事等からの意見	(監事等へのヒアリングを実施した結果、監事等からの意見で特に記載が必要な事項があれば記載) 特段なし。					
その他特記事項	(有識者からの意見があった場合の意見、評価の方法について検討が必要な事項など、上記以外で特に記載が必要な事項があれば記載) 特段なし。					